

# 本書の構成と効果的な活用方法

- 本書は、短い時間を利用してでも理解していけるように「項目」(Lesson)を区切って解説していますので、初めて学習される方でもスムーズに学習を進めることができます。

学習するにあたって、まず言えることは、最初は誰でも読んでいる記述がわからないことが多いということです。まず、ひと通り目を通すということが学習の一步であり、大事なことであるといえます。まず、一読してみて、「こういうものか」と法律の全体像が大体把握できれば、しめたものです。

本書の構成は以下のとおりです。

## ■項目 (Lesson) ごとに構成



## 民法とは

## ■項目の学習目的を提示

※「一般知識」には収録されていません。

### 学習の目的

これから学習する民法は、市民社会に関する法律である。すなわち、一般の人々が生活をしていく中で、様々な決めごとが必要であり、その決めごとを一般的に定めたものが民法である。

民法はその範囲がとても広いため、  
.....  
.....

■「ワンポイント・アドバイス」で注意点を記述しています

One Point Advice

この講は、最初のうちはあまり重視しなくともよい。全体を大まかに学習した後にこの一般原則に立ち返ると、全体の理解に役立つであろう。

■「プラスワン」で更に必要な知識等を記述しています

プラスワン

法律行為自体は公序良俗に反しないがその動機が公序良俗に反する場合、例えば賭博の資金を得るために金銭を借りる行為は有効か。

違法な結果が生じることを考えると、目的・動機を含めた法律行為全体を無効とする必要がある。しかし、違法な動機が一方当事者の内心にあるにすぎない場合にまで法律行為を無効とすると取引の安全を害する。

そこで判例は、動機が相手方に表示された場合には、行為も不法性を帯び、公序良俗に反するとした（大判昭13・3・30）。

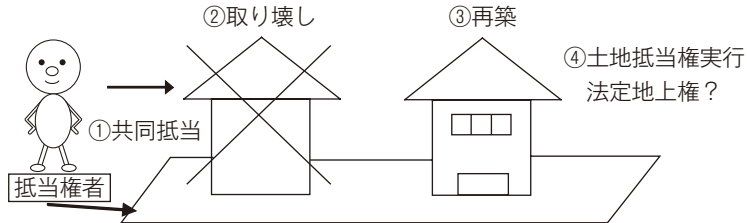
■試験に出やすい重要な「判例」を収録しています

判例をチェック！

最判平9・2・14

所有者が土地及び建物に共同抵当を設定した後、建物が取り壊され、土地の上に新たな建物が建設された。 . . . . .

事案



判言

所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後、建物が取り壊され、土地の上に新たに建物が建築された場合には、新建物の所有者が土地の所有者と同一で . . . . .

■「確認問題」を項目（Lesson）の最後に収録。主に過去問を中心に収録していますので、習得した知識のチェックができます。

※「一般知識」には収録されていません。

## 確認問題でチェックしよう



問

題

- 1 抵当権の効力は、設定行為に別段の定めがない限り、抵当不動産の付加一体物には及ばない。（H9-29-2）
- 2 同一の不動産に複数の抵当権を設定することはできない。（H9-29-4）
- 3 抵当権者に対抗することができない賃貸借に基づく抵当建物の占有者が、競売手続の開始前よりその建物を使用または収益をなしているときは、建物の占有者は、建物の競売による買受けの時から6か月間は、買受人に対して建物を引き渡すことを要しない。（H16-27-2）

### ■法改正情報等

本書の法令基準日は、平成23年11月1日です（なお、「民法等の一部を改正する法律（平成23年6月3日法律第61号）」（平成24年4月1日施行）については、関連部分につき内容を本文に織り込んでいます）。本試験の法令基準日は試験を実施する年の4月1日です。平成23年11月1日から平成24年4月1日までに施行された改正法令等の追加情報につきましては、下記へアクセス下さい（なお、追録の送付はございませんのでご了承下さい）。

URL <http://www.thg.co.jp/support/book/>

## 債務不履行の責任等

### 学習の目的

これから、債権の効力について学習する。

人に対して債権を有していることは、実は債務者が債務を履行しなかったときに効果を発揮する。なぜなら、債務者が債務を任意に履行すれば、特にすべての債権の効力を使っていないからである。債務者が債務を履行しなければ、債権の効力により、履行を強制することや、債務不履行責任を追及することができるのである。

### 1 債務不履行とは

#### 事例をみよう

##### 事例

Aは、Bとの間で、Bの所有する車を買うという売買契約を締結した。Aは代金を支払ったが、Bは期限になっても車を渡さない。AはBに対してどのようなことができるか。

債務不履行とは、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないことをいう。債務者が履行期になっても、きちんと債務を履行しないということである。

債務不履行には、①**履行遅滞**、②**履行不能**、③**不完全履行**の3つがあるといわれている。

上の例でいうと、履行期にBのもとに目的の車があるのに、Bが引き渡さずに履行期が過ぎることを①**履行遅滞**という。履行することができるのに、期限に履行しなかったことである。

次に、売買契約を締結した後に、何らかの事情により車が大破し、もはや履

行ができなくなることを②履行不能という。履行ができなくなることである。

## 判例をチェック！

### 最判昭32・9・19

#### 判旨

不動産の譲渡後、登記義務の履行前に、同不動産につき処分禁止の仮処分があったからといって、当該移転登記義務が履行不能になったということはいできない。

また、車の保存が悪く、契約当時よりブレーキなどの性能が悪化し、契約の内容と異なるような車を渡すことを③不完全履行という。不完全履行とは、一応の給付はあるが、その内容が債務の本旨に従ったものではないことをいう。

## 2 履行期と履行遅滞

債務不履行、特に履行遅滞で、いつから遅滞に陥るのが問題となる。

履行期とは、当事者間で定められた、債務を履行しなければならないときをいう。そして、履行期と履行遅滞の関係について412条に定められており、履行期の種類に応じて遅滞責任を負う時期が異なる。

債務の履行について、4月10日に引き渡すというような確定期限があるときは、**期限の到来した時**から遅滞の責任を負う（412条1項）。

債務の履行について、特定の人が死んだらというような不確定期限があるときは、**債務者がその到来を知った時**から遅滞の責任を負う（同条2項）。期限の到来を知らない債務者に損害賠償責任まで負わせるのは酷なためである。

債務の履行について、期限を定めていなかったときは、**債権者が債務者に履行の請求をした時**から遅滞の責任を負う（同条3項）。この場合、催告を受けた日の翌日から履行遅滞となる（大判大10・5・27）。

## 3 履行の強制

債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は履行を強制することができる（414条）。履行を強制するためには、履行が可能でなければならないので、履行不能の場合にはこの方法はとることができない。

### ① 要件

履行の強制の要件は、債務者が履行期に任意に債務の履行をしないことである（414条1項）。履行の強制は、債権を有していることから当然に認められるので、**債務者の帰責事由は不要**である（債務不履行責任との違い）。

## ② 履行の強制の態様

### ① 直接強制（414条1項）

履行の強制では直接強制が原則である。これは、裁判所に請求して、国家机关が債権の内容を直接的、強制的に実現することである。「与える債務」（金銭の支払、物の引渡債務など）について行われるものである。

例えば、債務者が金銭を返さない場合には、裁判所に訴えて、裁判所が債務者の不動産を差し押さえて、売却し、その代金を債権者に渡すような場合である。

金銭債務は、直接強制のみが認められる。一方、建物を建築する債務など、債務の性質が直接強制になじまない場合にははすることができない。

### ② 代替執行（414条2項, 3項）

債務が積極的な作為を目的とする場合、直接強制ができない場合には、代替執行による。例えば、他の建築業者に建物を建築させて債務の内容を実現させ、その代金を債務者から取るといった方法である。あくまで債務者の費用となるのがポイントである。「なす債務」のうち、本人に代わり第三者が実現できる債務（代替的作為債務）について行われる。

法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。

債務が不作為を目的とする場合には、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。例えば、通行を妨げない債務の場合には、債務者の費用で障害物を取りのぞくなどである。

### ③ 間接強制

金銭債務以外の債務につき、直接強制、代替執行と並行して用いられる。債務を履行するまでの間、債務者に一定の金銭の支払義務を課し（金銭は債権者に帰属）、債務者の履行を心理的に強制する方法である。もっとも、債務の履行にあたり債務者の自由意思が重要な債務（芸術作品を創作する債務など）についてはこの方法によることはできない。

## 4 損害賠償請求（415条）

### 事例を見よう

#### 事例

Aは、Bから建物を購入する契約を締結した。Bは履行期になっても建物を引き渡さず、そのためAはそれまでに住んでいたアパートの賃料を支払い続けなければならない。AはBに対してどのような請求をすることができるか。

債権者は、債務者が履行しないことによって、損害を受けることがある。債権の効力で履行の強制をすることができるが、それでも損害がある場合には損害賠償請求をすることができる（414条4項）。また、履行を強制しない場合でも債務不履行があれば損害賠償請求をすることができる（415条）。

### ① 要件

- ① 債務不履行の事実
- ② 履行しないことが違法であること
- ③ 債務者の責めに帰すべき事由に基づくこと（債務者の帰責事由）
- ④ 損害の発生
- ⑤ 損害と債務不履行との因果関係

#### ① 債務不履行の事実

債務不履行については既に説明した。履行遅滞であれば履行が可能であり履行期に履行していないこと、履行不能であれば履行が不能であること、不完全履行であれば不完全な履行がなされたことである。

#### ② 履行しないことが違法であること

履行しないことが違法であることは、条文には書かれていない。しかし、相手方に留置権や、同時履行の抗弁権があり、履行しないことを正当化する適法な権利に基づいている場合には、損害賠償請求をすることができないとされる。

#### ③ 債務者の帰責事由

415条に「債務者の責めに帰すべき事由によって」という文言がある。つまり、帰責事由が必要である。具体的には、**故意・過失又は信義則上これと同視すべき事由**のあることを意味する。条文上は、履行不能についてしか規定されていないが、その他の債務不履行についても要件とされている。

例えば、車を引き渡す債務があったが、履行期当日地震により交通が遮断され、引き渡すことができなかったという場合、債務者が履行することがで

きなかったことにつき債務者には責任がないので、帰責事由がなく、損害賠償責任は負わないのである。

もっとも、債務者に帰責事由のある履行遅滞の後に履行不能となった場合には、不能が債務者の責めに帰すことができない事情によるものであっても、債務者は債務不履行責任を負わなければならない（大判明39・10・29）。

### プラスワン

ここで、訴訟においては債務者の帰責事由について誰が立証しなければならないかという立証責任が問題となる。

債務は通常履行されなければならないので、債務者の側で自分が履行できなかったこと（帰責事由の不存在）について立証しなければならない（大判大14・2・27）。

### プラスワン

履行補助者の故意過失という問題がある。

例えば、物を引き渡すためにアルバイトなどを利用することがある。このように債務者が履行のために使用する者を履行補助者という。帰責事由には、債務者の故意又は過失、及び信義則上これと同視すべき事由も含まれ、後者にあたるものとして履行補助者の故意・過失がある（大判昭4・3・30）。

## ④ 損害の発生

債務不履行に基づく損害賠償請求というからには、損害が発生しなければならない。

## ⑤ 損害と債務不履行との因果関係

債務不履行に起因して、いろいろな損害が発生することが考えられる。例えば、家の購入が遅れたことで引越しができず、子供が遠くの学校へ通わなければならないとなり、いじめにあい、自殺をしてしまったというような具合である。そこで、どこまでの損害を賠償しなければならないかが、因果関係の問題である。

損害の範囲については、416条が規定する。それによれば、**通常生ずべき損害**は賠償の範囲に含まれる（416条1項）。例えば、家の引渡しが遅れたことによって発生した賃料などである。

**特別の事情によって生じた損害**（特別の事情から通常生じる損害）は、当事者（債務者をいう、大判大7・8・27）がその**事情を予見し、又は予見することができたとき**には、損害に含まれる（416条2項）。予見可能性の基準時は、債務不履行時である（大判大7・8・27）。

## 判例をチェック！

履行不能後に価格が騰貴した場合 **最判昭37・11・16**

## 判言

履行不能となった後に目的物の価格が上昇した場合、損害賠償の額は原則として債務者が目的物を処分した当時の時価であるが、目的物が騰貴しつつあるという特別の事情があり、かつ、債務者が履行不能時にその特別事情を知っていたか又は知り得た場合には、騰貴したときの価格が損害賠償の額となる。

**② 損害賠償の方法**

損害賠償は、別段の意思表示がないときは、**金銭**によってなされる（金銭賠償の原則、417条）。

**③ 過失相殺**

債務の不履行に関して**債権者に過失**があったときは、裁判所は、その過失を考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める（418条）。例えば、買主の注文が不適切であったために発注に手間取って遅滞したような場合には、買主にも過失があるので、損害賠償額が減額される。これは、公平の理念に基づく制度である。

**④ 金銭債務の特則**

金銭債務（お金を支払う債務）が不履行になった場合、そこから種々の損害が発生することが考えられる。しかし、金銭については画一的に処理するため、損害賠償の額は**法定利率**（約定利率がそれを超える場合には約定利率）によって定められるとされた（419条1項）。

そして、利息分だけの損害は常に生じるため、債権者は、損害の証明をする必要がない（同条2項）。

さらに、金銭債務につき、債務者は帰責事由の不存在のみならず不可抗力をもってしても抗弁とすることができない（同条3項）。また、お金を借りるなどして履行は可能であるので、履行不能もないとされる。

**⑤ 損害賠償額の予定**

通常の場合、損害の発生と因果関係を証明すれば、その額を請求することができる。しかし、いちいち損害の発生などを証明するのでは、時間がかかり面

倒である。そこで、当事者の契約により、あらかじめ債務不履行となった場合に**損害賠償の額を定めておく**ことができる（420条1項）。

これにより、債権者は、債務不履行の事実を証明すれば約定の賠償額を請求できる。

損害賠償額の予定をした場合には、実際に発生した損害がそれより多くとも少なくとも、債務者は予定された額を支払わなければならない。

## 6 損害賠償による代位

### 事例を見てみよう

#### 事例

AはBから時計を借りていたが、自宅で保管中にAの過失により盗まれてしまった。そこで、AはBに対して、返還債務の不履行について損害賠償を支払った。その後、時計はCに盗まれたことが分かった。AとBのどちらが、時計の所有権を主張することができるか。

元々の所有者であるBは既に賠償を受けており、損害は填補されている。一方、Aは損害を賠償したことにより不利益を受けている。この場合に、既に賠償した債務者は債権者にかわって権利を行使することができるとする制度が、**損害賠償による代位**である（422条）。

## 5 受領遅滞

### 1 受領遅滞とは

413条は受領遅滞について規定している。

受領遅滞とは、債務の履行につき受領その他**債権者の協力**を必要とする場合で、債務者が債務の本旨に従った提供をしたにもかかわらず、**債権者が債務の履行を受けることを拒んだり**、又は**債務の履行を受けることができない**ため、履行が遅延することをいう。債務者が、きちんと弁済の提供をしたにもかかわらず、債権者が受け取らないということである。

### 2 受領遅滞の法的性質

受領遅滞の法的性質について、大きな争いがあるので紹介する。

債権者は、権利を有している者であり、義務を負うものではないのであるから、受領をしなければならない義務はない。もっとも、債権者が受け取らなければ債務者が困るので、公平の観点から法律が特別に認めたのが、受領遅滞責任であるとする。これを、**法定責任説**という。この説は、債権者の帰責性を受

領遅滞の要件としない。

一方で、債権者といっても、給付を受領すべき法的義務を負い、受領遅滞はその義務違反、すなわち債務不履行の特則であるという考え方がある。これを、**債務不履行責任説**という。

通説的な見解は、法定責任説であるので、法定責任説について理解しておけばよいであろう。

### ③ 受領遅滞の効果

法定責任説によると、受領遅滞の効果としては、

- ① 債務者の善管注意義務が軽減される（故意又は重過失の場合に限って責任を負う）
- ② 危険が債権者に移転する
- ③ 増加費用は債権者の負担になる（485条ただし書）、ことがある。

受領遅滞の効果と弁済の提供の効果は関連しあうので、弁済の提供について学習した後、もう一度復習すればよいであろう。⇨ lesson 29

#### ポイント

債務不履行責任説では、債権者の帰責事由を要件として、さらに債務者からの損害賠償請求や、債務者からの解除を認める。債務不履行の特則と考えるからである。

## 確認問題でチェックしよう



### 問題

- 1 債務不履行に基づく損害賠償請求をするための要件の一つとして、「債務者の責めに帰すべき事由」があることが挙げられるが、これは具体的には債務者に故意・過失又は信義則上これと同視すべき事由があることを意味する。
- 2 債務不履行に基づく損害賠償請求ができる範囲は条文中規定があり、通常生ずべき損害に加えて、特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見していたときに限って、その損害も賠償請求することができる。

問  
題

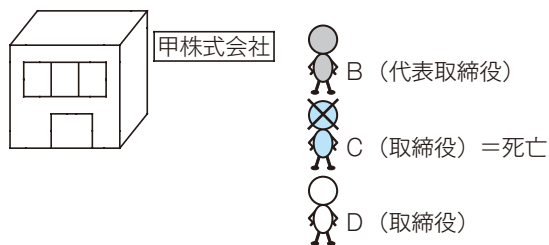
- 3 民法上、受領遅滞について規定があるが、これは債権者が債務の履行を拒んだり、受けることができない場合について、債務を負い続けなければならない債務者を救済するものである。これは、そもそも債権者は権利者であって義務者ではないことから、公平の観点から法律上認められた特別の責任と考えるのが一般的である。
- 4 銀行から500万円を借り入れた企業が、返済の期限が到来したにもかかわらず、返済をしない場合、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができる。(H19-32-ア)
- 5 画家が、顧客との間で顧客の似顔絵を描く契約を結んだにもかかわらず、似顔絵を描こうとしない場合、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができる。(H19-32-イ)
- 6 カラオケボックスの経営者と周辺住民との間で騒音をめぐって紛争が起これ、夜12時から朝10時まではカラオケボックスの営業をしないとの合意が両者の間で成立したにもかかわらず、夜12時を過ぎてもカラオケボックスが営業を続けている場合、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができる。(H19-32-ウ)
- 7 ある者の名誉を毀損する記事を雑誌に掲載した出版社が、名誉毀損を理由として謝罪広告の掲載を命じる確定判決を受けたにもかかわらず、謝罪広告の掲載をしない場合、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができる。(H19-32-エ)
- 8 建物の賃貸借契約が終了し、賃借人が建物を明け渡さなければならぬにもかかわらず、賃借人が建物を占有し続けている場合、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができる。(H19-32-オ)

## 株式会社の機関総説

### 学習の目的

会社は観念的な存在であるため、自然人の行為によってその行為を行うことが必要である。その場合にどのような仕組みを整備すべきか、というのがここでの問題である。会社法では、どのような仕組みを整備すべきかについて決まった形を設けていない。一定の範囲内で各会社の都合によって自由に決定できるようにしているのである。とはいえ、最低限の決まりはあるので、それについて概観していこう。

### 設 例



甲株式会社は、Aが起業した家族企業であるが、5年前にAが死亡した後はAの子供であるBが代表取締役、Aの妻C及び子Dが取締役として甲社を運営してきた。ところがCが死亡したため取締役に欠員が生じたので後任を探したが、引き受けてくれる人を見つかることができなかった。Bは、どのような措置を講じることが必要か。

## 1 株式会社の機関

株式会社は権利義務の主体であるが、法人自体は現実に行動をすることができないので、自然人を使用して会社としての行為を行うことになる。このように会社の行為を行う自然人を会社の機関と呼ぶ。

会社は法人といっても人の集合体である社団であるので、その人の合議で団体としての意思決定を行い、その総意として代表者が会社の行為を行えば足りるとも思える。しかし、株式会社は元来市場から遊休資本を集めて資本家が有効活用するという制度であって、遊休資本を有する労働者は日々の生活に追われて会社の経営に関与する余裕がないことが多い。また、事あるごとに出資者全員の合議で会社の意思決定をしていたのでは、迅速な業務執行は到底期待できない。そこで、業務執行をその専門家に委ねる一方で、経営を委ねられた者が出資者の財産を不当に使用しないように監督する機関を設置するという形態を採用した（**所有と経営の分離**）。したがって、株式会社の機関には一般に意思決定機関としての株主総会、業務執行機関として取締役、そして各種監督機関が設けられている。なお会社法の下では、いわゆる家族経営形態の株式会社も、その形態に応じた規制を施すことにしたため、この形態から変形した機関設計をも許容する内容となっている。

## 2 機関設計

### 1 原則

会社法上、株式会社が設置しなければいけないとされる機関は、**株主総会**と**取締役**である（会社法326条1項）。取締役は1名でもよい。それ以外の機関は、定款の定めによって設置することができる（同条2項）のであって、必ずしも設置しなければならないものではない。これは、前述のように旧有限会社を含め、様々な形態の企業を「株式会社」としたために、それぞれの形態に応じて最も適切な機関設計を会社が選択できるように、機関設計を柔軟化したものである。

### 2 機関設計のルール

機関設計が自由化されたとはいえ、一定の限度で特定の機関の設置が義務付けられている。規模や会社の形態に応じて規制の必要性があるからである。

公開会社・監査役会設置会社・委員会設置会社は取締役会を設置しなければならない（会社法327条1項）。この場合、取締役は3名以上必要である（会社法331条4項）。委員会設置会社は、取締役会が存在することが前提となる機関

設計がなされているので当然である。委員会設置会社を除いて取締役会設置会社では、代表取締役を設置することが必要である（会社法362条3項）。誰が会社を代表するのかを明確にするためである。

委員会設置会社を除く取締役会設置会社と会計監査人設置会社には監査役を設置しなければならない（会社法327条2項本文、3項）。ただし、会計参与設置会社が非公開会社である場合には監査役の設定義務は免除される（同条2項ただし書）。また、委員会設置会社では監査役を設置することはできない（同条4項）。

委員会設置会社でない大会社（会社法2条6号）で公開会社は監査役会を設置しなければならない（会社法328条1項）、この場合監査役は3名以上でなければならない。その半数以上は社外監査役であることが必要である（会社法335条3項）。

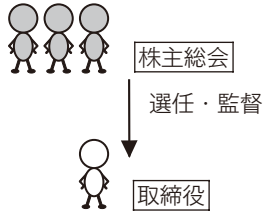
大会社や委員会設置会社には会計監査人を置かなければならない（会社法327条5項、328条）。

さらに、委員会設置会社には三委員会（指名委員会、監査委員会、報酬委員会）、1人または数人の執行役を設置しなければならない。

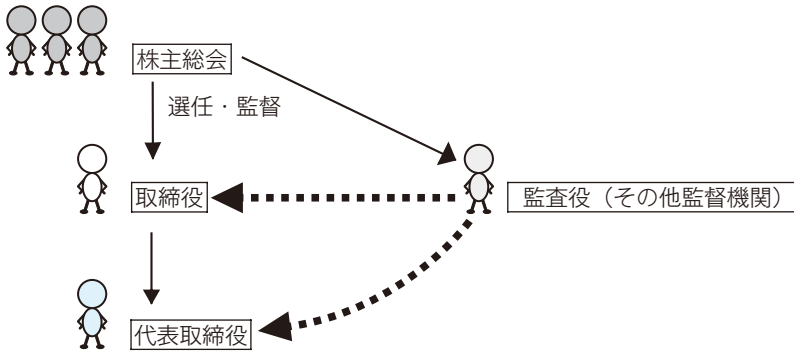
以上が法によって規制されている機関の設置に関するルールである。これと抵触しなければ会社は自由に各機関を設置することができる。

## 会社の機関設計の基本的モデル

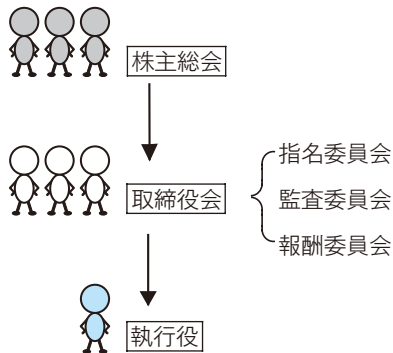
### 1 取締役会非設置会社 ～小規模で株主間の人的関係の強い会社



### 2 取締役会設置会社



### 3 委員会設置会社 ～アメリカ型機関構造



## 機関設計まとめ

			監督機関	会計監査人の設置
公開会社	大会社	取締役会あり	監査役+監査役会(+会計参与)	要
			三委員会 (+会計参与)	要
	大会社でない会社		監査役 (+会計参与)	可
	監査役+監査役会(+会計参与)		可	
非公開会社	大会社		三委員会 (+会計参与)	要
			監査役 (+会計参与)	要
			監査役+監査役会(+会計参与)	要
	大会社でない会社		取締役会なし	三委員会 (+会計参与)
		監査役 (+会計参与)		要
		取締役会あり	なし	不可
			会計参与	不可
			監査役 (+会計参与)	可
取締役会あり	会計参与	可		
	監査役 (+会計参与)	可		
	監査役+監査役会(+会計参与)	可		
		三委員会 (+会計参与)	要	

### 3 各機関の説明

各機関の詳細については後述するとして、ここではどのような機関が会社法上認められているのかを説明しておこう。

#### ① 意思決定機関

**株主総会** 株主による合議体で、会社の最高意思決定機関。取締役会設置会社では、会社法で定める事項および定款で定めた事項についてのみ決議することができる。

## ② 業務執行機関

**取締役** 会社の業務執行を担当し、会社を代表する。ただし、取締役会設置会社において代表取締役でない取締役は、代表取締役の業務執行を監督する役割を有する。また、委員会設置会社の取締役は業務執行権限を有しない。

**取締役会** 取締役による合議体で、取締役会設置会社において会社の重要な業務執行を決定する機関。

**代表取締役** 会社の業務執行を担当し、代表する機関。

**執行役** 委員会設置会社における業務執行機関。

**代表執行役** 委員会設置会社における業務執行機関であり、会社を代表する機関。

## ③ 監督機関

**監査役** 監査役設置会社において、取締役の業務を監督する機関。

**監査役会** 監査役による合議体で、監査役監査報告の作成や監査方針等を決定する機関。

**会計参与** 取締役とともに会社の計算書類を作成する機関。

**会計監査人** 監査役とは別に計算書類のチェックを専門に行う機関。

**三委員会** 委員会設置会社において取締役が構成する委員会。

## 4 設例の考え方

旧商法では、取締役は3名以上必要であったので、Cの後任の取締役を選任する必要があった。しかし、会社法では取締役会を設置していない会社であれば必ずしも3名以上の取締役は必要ではない。そこで、甲社を取締役会非設置会社とすることが考えられる。具体的には、取締役会を設置する旨の定款規定があれば削除する必要がある。また、公開会社は取締役会を設置しなければならないので、発行する全部の株式について譲渡に会社の承認が必要であるとの制限を加える必要がある。さらに、定款に取締役の人数が3名以上と定められているのであれば、それを変更することが必要である。

## 経済② (金融)

### 1 総説

#### ① 金融の意義

金融とは、資金の融通（＝資金の需要者と供給者との間の貸し借り）を意味している。

経済活動の結果、資金が不足する者と資金が余る者とは発生するが、その両者を結びつけ、資金の貸し借りが行われる場を**金融市場**と呼んでいる。

#### ② 直接金融・間接金融

直接金融	株式や社債の発行のように、銀行等の金融機関を介することなく、企業等が投資家から直接資金を調達する方法をいう。
間接金融	銀行からの借入れのように、銀行等の金融機関に預け入れられた資金が企業等に貸し付けられる方法をいう。

### 2 金融政策

#### ① 金融政策の意義

金融政策とは、中央銀行が金利、通貨等を調節することによって経済活動に影響を及ぼすことで、物価の安定等の政策目的を達成しようとすることをいう。

## ② 金融政策の主な手段

### ① 総説

日本銀行の金融政策は、主に金融機関どうしのお金の貸し借りをとする短期金融市場で形成される金利（短期金利。その中でも無担保コール市場のオーバーナイト物金利）を一定の目標に沿うように誘導することが中心となっている。これを実現する手段として、次の②～④があげられる。

### ② 公開市場操作（オープン・マーケット・オペレーション）

公開市場操作とは、日本銀行が、企業・個人が参加する公開（オープン）の金融市場で、国債等の有価証券を売買することをいう。これにより、金融市場（無担保コール市場等）における資金の需給に影響を与え、具体的には市中に流れているお金の量をコントロールして、そこでの金利である無担保コールレート（オーバーナイト物）が、金融調節方針に沿って推移するようにしている。

### ③ 基準割引率および基準貸付利率（かつての「公定歩合」）の変更

日本銀行が金融機関に直接資金を貸し出す時の基準金利（基準割引率および基準貸付利率）を変更することにより、無担保コールレート（オーバーナイト物）が、金融調節方針に沿って推移するようにしている。

#### One Point Advice

基準貸付利率は、2001（平成13）年に導入された補充貸付制度（＝予め定められた条件を満たす限り、金融機関が希望するときに、既に日本銀行に差し入れている担保の範囲内で、希望する金額を、基準貸付利率により日本銀行から借り入れることができる制度）の適用金利となっており、この利率は、日本銀行の金融調節における操作目標である無担保コールレート（オーバーナイト物）よりも高い水準にあるため、事実上、同レート（オーバーナイト物）の上限を画する役割を担っている。

### ④ 預金準備率操作

預金準備率操作とは、日本銀行が、準備預金制度における預金準備率を増減させることをいう。これを行うことで市中銀行が民間企業に貸し出すお金の量を間接的にコントロールできる。なお、預金準備率操作は、近年では多用されない傾向にあり、日本銀行においては、1991（平成3）年10月以来、行われていない。

#### One Point Advice

準備預金制度とは、金融機関に対して、預金の額の一定率（預金準備率）に相当する金額を、日本銀行に準備預金（当座預金）として預けることを義務づける制度をいう。

## 3 日本銀行

### ① 日本銀行の意義

日本銀行は、わが国唯一の中央銀行であり、日本銀行法によりそのあり方が定められている認可法人である。

### ② 目的

日本銀行法は、その目的として、①銀行券の発行、②通貨および金融の調節、③銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する（金融システムの安定）を規定している（同法1条）。



通貨および金融の調節を行う際には、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念としなければならない(同法2条)。

### ③ 主な組織

#### ① 政策委員会

日本銀行には、最高意思決定機関として政策委員会が置かれており、政策委員会は、金融政策の基本方針の決定等を行っている（日本銀行法15条）。

#### ② 役員

日本銀行には、役員として、審議委員6人のほか、総裁1人、副総裁2人、監事3人以内、理事6人以内等が置かれている（日本銀行法21条）が、このうち、総裁、副総裁および審議委員の9人によって、政策委員会が構成されている（同法16条1項、2項）。

### ④ 主な業務

#### ① 銀行券・貨幣の発行・管理

いわゆる発券銀行としての業務である。

#### ② 金融政策の決定と実行

日本銀行は、物価の安定のために、金融政策の決定とその実施をしているが、その基本方針は、政策委員会の金融政策決定会合で決定され、この方針に従って、日々の金融調節の金額や方法を決定し、資金の供給や吸収が行われる。

#### ③ 国庫金の取扱いや国債に関する事務

いわゆる政府の銀行としての業務である。

#### ④ 金融システムの安定化のための各種施策

日本銀行は、金融システムの安定化のために、審査（＝取引先への立入調査）、オフサイト・モニタリング（面談や電話によるヒアリング等の立入りを伴わない調査）を行い、金融機関に対する「最後の貸し手」としての資金供給を行っている。

#### ⑤ 調査・統計・アンケート調査業務

##### プラスワン

**日銀短観** 日本銀行が景気の現状と先行きについて企業に直接アンケート調査をし、その結果をまとめたもので、正式には「企業短期経済観測調査」という。これは、全国の企業約10,000社を対象に、四半期ごとに行われる。数多くの調査項目の中でも「業況判断 DI」は、通常の経済統計では計れない景況感といった心理的な要素の動きを把握することができる。